

労働保険事務組合に 事務委託 しませんか!

労働保険事務
代行サービス



Q 労働保険事務組合って何?

A 労働保険(労災保険・雇用保険)への加入手続、保険料の申告納付手続、雇用保険の被保険者に関する手続(取得・喪失)等の事務手続は、中小企業の事業主にとっては、負担となることが少なくありません。労働保険事務組合は、事業主に代わってこれらの労働保険の加入手続等事務処理を行なうことができる厚生労働大臣の認可団体(商工会議所、商工会 等)です。

Q 誰でも委託できるの?

A 常時使用する労働者の総数が300人(金融・保険・不動産・小売業は50人、卸売・サービス業は100人)以下の事業主の方なら事務委託をすることができます。

Q 手続はどうしたらいいの?

A 希望する労働保険事務組合に備付の「労働保険事務委託書」を提出し、承諾を得てください。なお、各事務組合には会費・手数料規定・定款・規約等がありますので、委託するときはよく確認してください。

Q 何を代行してくれるの?

- A**
- 保険料等の申告及び納付の事務
 - 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等の事務
 - 労災保険の特別加入の申請等の事務
 - 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
 - その他の労働保険の適用徴収に係る申請・届出・報告等の事務

Q どのようなメリットがあるの?

- A**
- 年1回払いが原則の概算保険料を3回に分けて納付することができます(委託していない場合は一定額以上でないと分納は出来ません)。
 - 負担となる事務手続が軽減されて、余力を事業活動等に専念できます。
 - 労災保険に加入することのできない事業主及び家族従事者等も労災保険に**特別に加入**ができ、業務上の災害等の補償が受けられます。

特別加入について

労働保険は、本来労働者を対象としている制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実績、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

中小企業等が特別加入を行なう為には、次の要件を備えている必要があります。

- 中小事業主が行なう事業について保険関係が成立していること。
- その事業に係る労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること。

① 特別加入に加入できる中小企業主

常時300人(金融・保険・不動産・小売業は50人、サービス・卸売業は100人)以下の労働者を使用する事業主であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者。

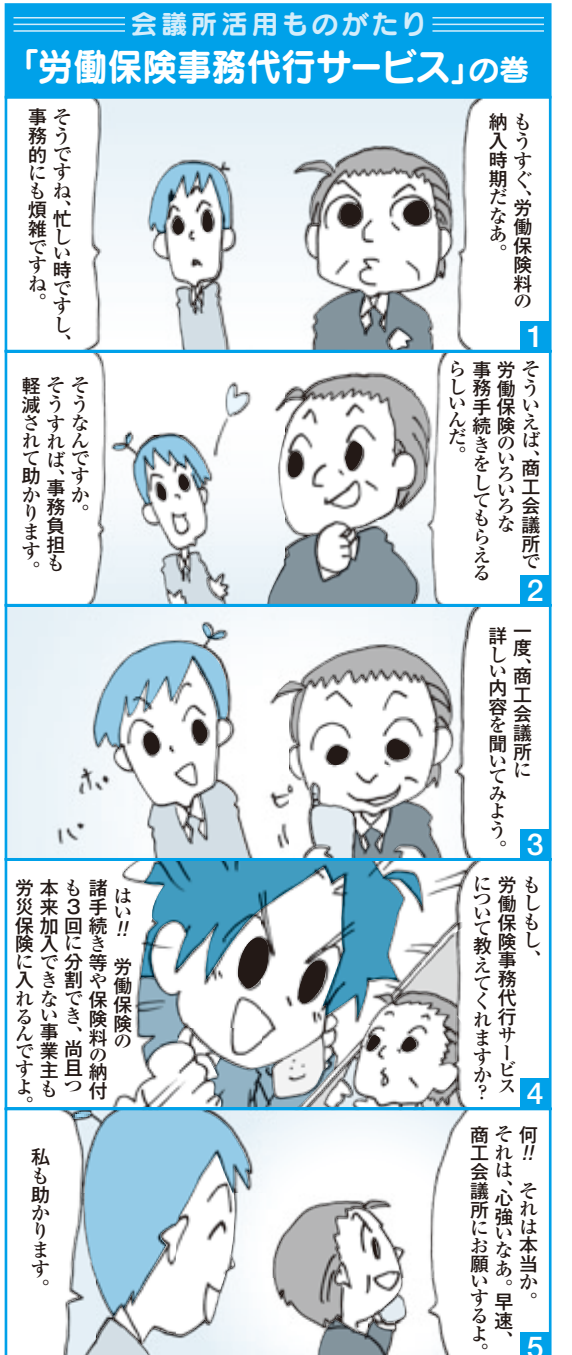
② 包括加入

中小企業主と家族従事者、法人の役員(雇用保険被保険者以外の者)がいるときは、それらの者全員を包括して加入しなければなりません。

③ 加入・変更・脱退の承認日

特別加入の加入・変更・脱退申請に対する三重労働局長の承認については、当該加入及び変更の場合は申請日の翌日、脱退の場合は申請日から起算して14日の範囲内において希望する日を承認年月日とする。

※事務組合の書類を提出し、事務組合が津労働基準監督署に書類を提出した日が申請日となる。



イラスト協力: 三重県立久居農林高等学校 美術部 倉口稚菜さん

詳細につきましては、
津商工会議所 労働保険事務組合 までお問合せください。

本 所 ● 津市丸之内 29-14 ☎059-228-9141 宇陀・中尾・藤田・青木
久居支所 ● 津市久居本町1347-1 ☎059-255-2343 多氣